



2020年11月12日

各 位

会 社 名 日本商業開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 松岡 哲也
(コード番号 3252 東証・名証第一部)
問合せ先 人事総務本部長 田中 貴博
(TEL 06 - 4706 - 7501)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会にて、2020年12月24日（木）開催予定の当社臨時株主総会におきまして、下記のとおり事業年度（決算日）の変更に伴う「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 変更の理由

当社は、建物を所有せず土地のみに投資を行い、機関投資家の不動産運用ニーズに応えるべく、安全で長期に安定した収益をもたらす不動産投資商品をつくり、この「JINUSHIビジネス」を事業の柱としてマーケットの拡大を推し進めてまいりました。

当社が保有する販売用不動産、いわゆる不動産投資商品である「JINUSHIビジネス」用不動産の主要な売却先は、地主プライベートリート投資法人（以下、「地主リート」という）であり、「地主リート」及び当社の100%子会社である地主アセットマネジメント株式会社との間で「スポンサーサポート契約」を締結しており、当社は「地主リート」のスポンサー会社であります。また、従来より、当社から「地主リート」への販売用不動産の売却時期は毎年1月であるため、売上高及び利益が第4四半期に偏る傾向があります。

つきましては、以下の理由により、毎年4月1日から翌年3月31日までとしている事業年度（決算日）を、第22期より毎年1月1日から12月31日までと変更することについて2020年12月24日（木）開催予定の当社臨時株主総会におきまして付議することを決議いたしました。

理由

- ① 第1四半期に「地主リート」へ販売用不動産を売却し、利益を計上することにより、第1四半期以降の各四半期決算の業績見通しを立てやすくし、経営資源のさらなる効率的な配分を図ること
- ② 各連結子会社の事業年度（決算日）を統一し、経営情報を適宜・的確に把握することで、予算編成や業務管理など経営及び事業運営の効率化と安定化を図り、適切な経営判断と事業戦略の実施を実現すること

これに伴い、現行定款に所要の変更を行うものです。

なお、この変更に伴い第21期は、2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものです。

2. 定款変更

(1) 定款変更の目的

上記のとおり事業年度（決算日）を、毎年1月1日から12月31日までに変更するため、現行定款に所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年12月24日（木）予定
定款変更の効力発生日	2020年12月24日（木）予定

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="363 338 568 369">第1章 総則</p> <p data-bbox="156 383 536 414">第1条～第5条 (条文省略)</p> <p data-bbox="363 472 568 504">第2章 株式</p> <p data-bbox="156 517 536 548">第6条～第11条 (条文省略)</p> <p data-bbox="352 607 579 638">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="172 651 252 683">(招集)</p> <p data-bbox="156 696 775 817">第12条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p data-bbox="172 875 480 907">(定時株主総会の基準日)</p> <p data-bbox="156 920 775 996">第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p data-bbox="156 1055 549 1086">第14条～第17条 (条文省略)</p> <p data-bbox="280 1144 651 1176">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="156 1189 549 1220">第18条～第28条 (条文省略)</p> <p data-bbox="323 1279 608 1310">第5章 監査等委員会</p> <p data-bbox="156 1323 549 1355">第29条～第30条 (条文省略)</p> <p data-bbox="336 1413 595 1444">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="156 1458 549 1489">第31条～第33条 (条文省略)</p> <p data-bbox="363 1547 568 1579">第7章 計算</p> <p data-bbox="172 1592 312 1624">(事業年度)</p> <p data-bbox="156 1637 775 1713">第34条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から<u>翌年3</u>月31日まで1年とする。</p> <p data-bbox="172 1771 451 1803">(期末配当及び基準日)</p> <p data-bbox="156 1816 775 1982">第35条 当社は、毎年<u>3</u>月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p>	<p data-bbox="1007 338 1211 369">第1章 総則</p> <p data-bbox="799 383 1211 414">第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1007 472 1211 504">第2章 株式</p> <p data-bbox="799 517 1211 548">第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="995 607 1222 638">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="820 651 900 683">(招集)</p> <p data-bbox="799 696 1420 817">第12条 当社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p data-bbox="820 875 1128 907">(定時株主総会の基準日)</p> <p data-bbox="799 920 1420 996">第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。</p> <p data-bbox="799 1055 1222 1086">第14条～第17条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="927 1144 1297 1176">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="799 1189 1222 1220">第18条～第28条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="970 1279 1254 1310">第5章 監査等委員会</p> <p data-bbox="799 1323 1222 1355">第29条～第30条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="983 1413 1241 1444">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="799 1458 1222 1489">第31条～第33条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1010 1547 1214 1579">第7章 計算</p> <p data-bbox="820 1592 960 1624">(事業年度)</p> <p data-bbox="799 1637 1420 1713">第34条 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から<u>12</u>月31日までの1年とする。</p> <p data-bbox="820 1771 1099 1803">(期末配当及び基準日)</p> <p data-bbox="799 1816 1420 1982">第35条 当社は、毎年<u>12</u>月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当及び基準日)</p> <p>第 36 条 当社は、毎年<u>9</u>月 30 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>第 37 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(中間配当及び基準日)</p> <p>第 36 条 当社は、毎年<u>6</u>月 30 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 条 <u>第 34 条の規定にかかわらず、第 21 期事業年度は、2020 年 4 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までとする。</u></p> <p><u>本附則第 2 条は 2020 年 12 月 31 日の経過をもって削除する。</u></p>

以上